特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
	古平町は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。			
②事務の概要	1. 被保険者の資格に関する届出受付、管理等 2. 医療給付に関する届出受付、管理、所得区分等の確認、支払			
	情報提供に必要な情報を「副本」として登録した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。			
③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、市町村事務処理標準システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー			

2. 特定個人情報ファイル名

- 1. 国民健康保険資格ファイル
- 2. 国民健康保険給付ファイル
- 3. 国民健康保険税賦課ファイル
- 4. 国民健康保険税収滞納ファイル
- 5. 団体内統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 9条第1項 別表24、44の項、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条、 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号 3,6,13,27,38,42,48,56,6 141,158,161,164,16	・に基づく利用特定(・ ・に基づく主務省令? ・5,69,83,87,115,116, 65,166,173の項 ・に基づく利用特定(・記集務 54項	125,131,137, 固人情報の提供に関する命令 第71条の7、10

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課保険係
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	古平町総務課	北海道古平郡古平町大字浜町50番地	0135-48-9835			
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	古平町総務課	北海道古平郡古平町大字浜町50番地	0135-48-9835			
9. 規則第9条第2項の適用]適用した		
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この		<選択肢>					
		令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 加州,公司是国人情	級保護評価書の種類	複		
	楚項目評価書 ≅施機関については、] それぞれ重点項[<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	なび全項目評価書
2. 特定個人情報の入手	「情報提供ネットワー	ークシステムを選	証じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+分で	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けか 行われるリスクへの対策は十 分か	<mark>ヾ</mark> [十分で	್ಹಾರ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	్ శ్రీ కే	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		1	〇]委託しない
4. 特定個人情報ファイル 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	r]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
委託先における不正な使用	[<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	転(委託や情報提供		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	る る O]提供・移転しない る
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移 不正な提供・移転が行われる	転(委託や情報提供) [<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい - ムを通じた提供を除く。) 【 <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である	る る O]提供・移転しない る る
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	転(委託や情報提供) [<mark>ネットワークシステ</mark>]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい - ムを通じた提供を除く。) (選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	る る O]提供・移転しない る る]接続しない(提供)
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分が5.特定個人情報の提供・移不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か6.情報提供ネットワークを目的外の入手が行われるリ	転(委託や情報提供) [システムとの接続 [+分で	<mark>ネットワークシス</mark> う] ゔある]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい Fムを通じた提供を除く。) (選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい []接続しない(入手) [<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい 2) 十分である	る る O]提供・移転しない る る J接続しない(提供) る る

7. 特定個人情報の保管・決	其去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン
判断の根拠	バー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	这 発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	く選択肢>[十分である]1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日		民生課		事後	TEMPONIC PRODUCT
一成30年6月29日			町民課健康保険係		
	所属長修正	民生課長 五十嵐 満美	町民課長 五十嵐 満美	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署 ①担当部署	町民課健康保険係	町民課保険係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40 番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40 番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ②事務の概要	番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を 「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供 ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保 有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて 行う。	情報提供に必要な情報を「副本」として登録した中間 サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接 続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照 会と提供を、符号を用いて行う。	事後	再評価実施及び法改正対応
令和6年9月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(総付)システム、収納消込・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、市町村事務処理標準システム	国民健康保険システム、システム、収納消込・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、市町村事務処理標準システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	再評価実施及び法改正対応
令和6年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第-30頁 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 め利用等定関する法律別表第一の主務省令で定 が発着令第 5号)第24条	番号法9条第1項 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 24条	事後	再評価実施及び法改正対応
令和6年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.58.62.78.80.8 7.88.93.97.106.109.120頁 【情報照金]27.42.43.44.45 平成26年內閣府: 総務省令第7号 【情報提供】1.2.3.4.5.19.20.25.33.43.44.46条 【情報照金]20.25.26条	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2.36,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,116,125,131,13 7,141,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会】69,70,71の項 (オンライン資格確認業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3	事後	再評価実施及び法改正対応
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第5号)第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 9条第1項 別表24、44の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命そ(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [情報提供] 2,3,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,116,125, 131,137,141,158,161,164,165,166,173の項 [情報照会]69,70,71の項 (オンライン資格確認業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令 第2条 表48、69、70項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 3.6,132,738.42、48,56.65.69,83.87,115,116,125,131, 137,141,158,161,164,165,166,173の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供 に関する命令 第71条の7、10 ■オンライン資格確認業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
					
			•		